

○糸魚川市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱

平成20年4月1日
告示第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所等の円滑な運営と振興を図り、もって児童の保育及び地域福祉の向上に資するため、私立保育所等の施設整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、糸魚川市補助金等交付規則(平成17年糸魚川市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助金交付の対象及び金額は、別表に定めるところによる。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 抄

平成20年4月1日から実施する。

前 文(平成25年2月1日告示第9号)抄

告示の日から施行する。

前 文(平成28年3月22日告示第52号)抄

告示の日から施行する。

前 文(令和2年7月1日告示第147号)抄

告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助の対象			補助額
事業	経費	基準額	
施設整備事業	社会福祉法人等(私立保育所等)の施設整備事業費等に要する経費	(1) 次世代育成支援対策施設整備交付金等の国県補助事業(以下「国県補助事業」という。)において算出される交付金の基準額と施設が要する経費とを比較していずれか少ない額	基準額の4分の3以内の額
		(2) 国県補助事業の基準に該当せず、かつ、市長が認める100万円以上の施設整備事業に要する額	基準額の2分の1以内の額
	社会福祉法人等(私立保育所等)の統廃合による施設整備事業費等に要する経費(新設を除く。)	国県補助事業に基づく事業の補助対象にならない施設整備事業において、国県補助事業に基づき算出された基準額と施設が要する経費とを比較していずれか少ない額	基準額の3分の2以内の額
	社会福祉法人等(私立保育所等)の統廃合による施設整備事業費等に要する経費(新設に限る。)	国県補助事業に基づく事業において、施設が要する経費(国県補助事業に基づき算出された基準額の1.25倍を上限とする。)から国県補助事業に基づき算出された基準額を引いた額	基準額の4分の3以内の額